

2019年(令和元年)10月12日(土曜日)

三島駅南口再開発巡る住民訴訟

地裁が請求を却下

東京急行電鉄によるJR三島駅南口西街区再開発事業を巡り、三島市が土地の一部を市土地開発公社から買い取らなかつたのは違法だとして、住民団体が市を訴えた訴訟で、静岡地裁は

十一日、原告の請求を却下する判決を出した。住民側は控訴する方針。

住民側は、市が公社の保有していた西街区の土地〇・三一㌶を買い取つて転売せず、公社が東急に直接売却したことを問題視。買い取り請求権を行使すれば得られたはずの利益約二億七千万円を得られなかつたことが、地方自治法違反になると主張した。

増田吉則裁判長は判決で、「買い取り請求権は金

銭の給付を目的とする権利ではない。訴えは不適法」と結論づけた。

判決後、原告で「三島駅南口の整備を考える市民の会」の渡辺豊博代表らが会見し、「土地が安く売られていることはおかしい」と話した。

再開発は、市と公社が所持する土地〇・三四㌶に地上十四階建てのホテルを建設する。住民団体は二〇一八年一月と六月に同趣旨の

住民監査請求をしたが、いずれも棄却もしくは却下されている。三島市は「市の主張が認めた」と分析するコメントした。

められたと存じている。今後、判決文入手し内容を分析する」とコメントした。